

平成25年12月6日（金曜日）第4回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第3号

第4回定例会

平成25年12月6日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開

開

午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

## 一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成25年12月6日(金)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
10	チェリークア・パーク用地の処分について	最近の動向と対応について	14番 内藤 明	市長
11	浄化槽整備事業について	排水管、排水溝、浄化槽等の管理について		市長
12	防災行政について	(1) 地域防災計画の見直しなどの取り組みについて	17番 那須 稔	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>(2) 避難勧告等を発令する判断基準としての判断・伝達マニュアルの策定について</p> <p>(3) 地域住民が運営できることを目的とした避難所設置運営マニュアルの策定について</p> <p>(4) 被災者の情報を一元的に管理できる被災者支援システムの導入について</p> <p>(5) 防災センターの設置について</p>		
13	豪雨災害後の対応について	(1) 引き続き寒河江川の濁りについて	16番 川越孝男	市長
14	議会の位置づけについて	(2) 豪雨被害復旧事業（農林関係）について 二元代表制のもとでの市議会の位置づけについて		市長
15	環境問題について	11月21日、本市は環境基本計画と地球温暖化対策実行計画を発表した。以下2点について伺います。	11番 荒木春吉	市長
16	教育問題について	<p>(1) メガソーラーのめどについて（大規模太陽光発電）</p> <p>(2) 環境教育・学習の充実策について 今秋の9月3日に教育委員会事務事業点検・評価書報告が発表された。以下3点について伺います。</p> <p>(1) 寒陵スクールの現況と不登校の未然防止策について</p> <p>(2) 小中校のICT活用支援事業の県助成は今年度で終了するが、今後の展望は</p> <p>(3) 理科教育振興法にある各小中校の整備率について</p>		教育委員長

### 内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号10番、11番について、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 通告番号10番、11番について、佐藤市長に御質問をいたしますのでよろしくお願い

申しあげます。

初めに、チェリークア・パーク用地の処分についてお伺いをいたします。

チェリークア・パーク用地については、さきに建設経済常任委員会の協議会に「一般財団法人山形県成人病検査センターが移転用地として求めたく検討している」旨の報告がなされました。その後、同法人において土曜日曜日等にも活用できるようなものを考慮して検討しているようなことを初め、さまざまうわさ話が飛び交っております。常任委員会協議会に報告されてから、大変よい話だと思っておりましたが、しばらく時間が経過しておりますので、最近の動向について伺いたいと思います。

当然、相手のあることでありますから、答弁できる範囲内でお答えをお願いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

内藤議員からチェリークア・パークの用地の処分についてというお尋ねがありましたので、お答えを申しあげますが、チェリークア・パークの用地については御案内のとおり、現在、国保連合会西側の1区画、4,000坪の用地が未分譲地になっているわけでありましたが、その用地についてことし5月でしたか、山形県成人病検査センターの役員の皆様から訪問を受けまして、現在の成人病検査センターと医師会館につきましては一部が昭和43年建築の建物で非常に老朽化している、さらに狭隘だということで広い場所に移転をしたい、についてはチェリークア・パークの4,000坪の分譲を希望するという旨の申し出を受けたところでございます。

チェリークア・パーク、現在、屋内多目的運動場が間もなくオープンをするような状況になっておりますし、また民活エリアの施設も順調に開業する予定となっているわけでありまして。そうした中で最後の1区画となるわけでありまして、市としてはチェリークア・パークの全体にふさわしいような施設に立地していただきたいということについて常々そういう思いでいたところでございます。

成人病検査センターでは、新たな施設に関して現在利用者の方々、さらには寒河江市を初めとする周辺自治体の意見、要望などを聴取して、そういったものを踏まえて全体構想というものを策定中だと聞いているところでございます。寒河江市といたしましては、全体構想がセンター側から示された段階で十分話し合いをさせていただいて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、成人病検査センターのほうで全体構想が示されてからということではありますが、これまでもチェリークア・パークの用地についてはいろいろ議論をしてきた経過があります。自動車学校がふさわしいのか、あるいはさまざまな今そこに来ております企業等のそれがふさわしいのかという問題も含めて、いろんな議論した経過がありますが、ここに来て大きな魚というか、そんなものを逃すことはないと思いますけれども、ぜひいいものであってほしいなと思っておりますので、時期を失わないように、失しないようにひとつお願いをしておきたいと思っております。

次に、長年懸案となっておりますチェリークア・パークののり面の関係についてお尋ねをしたいと思いますが、こののり面については計画当初から国において買っただけのものとして事業が進められてきた経過がありますが、しかしその後一向に方向性が見出せない状況になっております。

そこでお伺いしたいと思いますが、市長がいろいろと関係方面に出向きましてなされていると思いますけれども、国との話し合いがその後どのようなになっているのか。また国はどのような考えでおられるのか、その見通しも含めて、進捗についてお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 お尋ねのチェリークア・パークののり面の用地については、御案内のとおり何度となく国において買い取っていただきたいということで御相談を申しあげているわけでありましてけれども、現段階でのり面のみの買い取りというのは国の用地購入費の予算というのも限られているという中ではなかなか難しいという返事をいただいております。いただいているわけでありましてけれども、我々としてはそういう状況を踏まえながらのり面の有効活用を含めた水辺空間の一体的な整備について、実はことし7月に国土交通省山形河川国道事務所長、当時は手塚さんだったですけども、手塚さんにその一体的な整備について要望をしたところでございます。

内容については、これまで御案内のとおり民活エリア内という施設も順調に整備がされているという中で、さらなるにぎわいを創出していくためには水辺プラザ周辺の一体的な河川整備が必要なのではないかということから、のり面も有効に活用し水辺空間まで連続した整備をしていただきたいということで要望をさせていただいたところでございます。

現在、国交省の事業でクア・パークののり面下の河川敷の樹木を伐採して国の河川管理用道路から最上川寄りに約120メートルの護岸階段3カ所整備をする計画で年度内の完成を目指しているということをお聞きをしているところでありますから、今後とも、もちろんふるさと総合公園、県もありますから、民活エリアの事業者の皆さんと一緒にのり面を含んだ全体の水辺空間の整備について一緒に取り組む、また要望もしていきたいと考えているところでございます。最終的にはそういったのり面の用地についても買い取っていただきたいというつもりであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 現況についてはわかりました。

ところで、私どもはこののり面については当初は無条件で国に買い取っていただけるものと思っていたんですが、多分当時の当局もそのような説明であったように思うんですけども、これは当局の変化によってこうした状況に変わってきたのかどうか、その辺市長御承知ですか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私は、平成21年1月から就任させていただきましたので、当時の状況は又聞きというんですか、お聞きをするしかないわけですが、私が就任した時点ではなかなか国は願いをしても状況が状況だということで首を縦には振っていただけないような状況になっていたと認識をしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 国の財政的な厳しさというのは私も各方面で聞いております。それはわかりますけれども、しかし、何と申しますか、国も自治体もそれぞれ長がかわっても行政は連続的なものがあるわけで、つながっているものがあるわけでありまして、途中からそういうふうに変えられては特に市町村は困るんじゃないかと思っております。

そこでお伺いしたいのは、水辺空間など一体となった連続した活用ということを整備をしていただきたいということをお話をされているということですが、全国的に見てそうしたのり面を

使って今市長が言われましたようなことを活用しているところがあるのかどうか、おわかりであれば教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まだ、そういったところが有名だとかどこが成功しているというのは私は存じておりません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 難しさの余り、ただ断る条件として国でそういう条件をつけられているとすると、大変市としても迷惑な話でありますし、ぜひ市においても全国的なそうした状況についてもお調べいただき、研究なさっていただきたいとお願いをしておきたいと思います。もちろん私ども議会といたしましてもいろいろ調べながら提言をさせていただきたいと思います。

次に、浄化槽事業についてお尋ねをいたしたいと思います。

本市の浄化槽事業の中で、これまでに設置されている既存の合併浄化槽については5年未満のものでBODで1リットル当たり20ミリグラム以下の浄化槽を市で寄附を受けて維持管理するものとして、それ以前のは設置者の責任で管理することになっております。

しかし、これからの環境保全の問題や本市の浄化槽の事業運営を考えた場合に、できることであればこうした規定した以外の合併浄化槽についても寄附を受けて市で管理すべきではないかと私は思っているわけでありますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 合併浄化槽の寄附制度についてお尋ねがありましたが、合併浄化槽整備区域内の住宅などにおいて設置されている合併浄化槽について一定の要件を満たしている場合に、希望によって市が寄附を受けているという制度でございます。

寄附された浄化槽については市が維持管理を行って、使用者の方は使用料を納めていただくということになるわけですが、こうした場合は分担金はいただかないということになっているわけでありまして。これまでこの事業がスタートして平成24年度に1件、今年度はこれまで2件、合わせて3件の制度を利用いただいている、要するに寄附をいただいたということになっています。

御質問の寄附を受ける際の要件であります。設置後5年以内の浄化槽を対象としているということですが、5年以内という基準を設けておりますが、これは浄化槽整備事業を検討しているときに地域の中の説明会とか意見を聴取した中で、同様に基準の緩和というものについてのいろんな要望があったわけでありまして。そうした中で検討の結果、5年以内とさせていただいたところでございます。

その際、基準を決める際に判断するということになったきっかけといたしましうか、その材料というのは御案内のとおり平成17年5月に浄化槽法の改正というものがございました。実際は平成18年2月から施行されているところでございます。この改正については、公共用水域等の水質保全の観点から浄化槽からの放流水に係る水質基準を新たに定めて、先ほどおっしゃったように施行規則でBOD20ミリグラム／1リットル以下、同除去率90%以上という基準が新たに創設されたということでございます。この平成17年にできた基準を満たしていることを寄附を受け入れる一つの条件とさせていただきました。

また、浄化槽におけるメーカーの保証についてはブロー、ポンプなど駆動部品が1年、浄化槽本

体は3年となっているわけですね。特に、プロアについては5年程度で交換の時期を迎えている状況でありますので、およそ5年を超える時点から部品交換や修繕の発生が顕著になるという傾向にあるようであります。

法律が新たな基準を設けられたのが、平成18年2月から施行されているわけであります。実際の浄化槽、我々の市町村設置型の浄化槽の話スタートしたのは平成23年、ちょうど5年後になるわけでありますので、そういう新たな基準に基づいたものについては我々として寄附を受け付ける一つの条件にさせていただいたという意味で5年という基準を、以内というものを設けさせていただいたところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 一定の基準がもちろん必要であります、例えばその前の機種と申しますか、浄化槽の機種であっても精度的にBOD20ミリグラム／1リットルを超えているものもありますし、そうしたものをクリアできれば、一定の部品交換とか耐用年数の問題もあろうかと思っておりますけれども、一定の条件と申しますか、応分の負担を求めるような形での方法があってもいいんじゃないのかなと思っておりますが、一つの基準としてBODが20ミリグラムというものがあつてのこと、もう一つがさっき市長が言われましたが耐用年数の問題や部品交換の問題があると思っておりますけれども、それについては今申しあげましたように一定の応分の負担を求めるような形での方法があるんじゃないかなと思っております。そうすることが寒河江市の浄化槽事業にとってのこれからの運営にも寄与するんじゃないかなと私は思っているわけですが、むしろそのほうがプラスになるような気がしているわけでありまして、そうしたことについての市長の見解はいかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さっきも申しあげましたけれども、最初にスタートするときの説明会などでもそういう話はあったわけですし、いろんな要望の中である程度基準を我々で設けたということでありまして。どこに線を引くかということもあろうかと思っております。スタートの段階ですから、ある程度明確な基準で設けさせていただいてスタートさせていただいているということでありまして。

今後状況を見ながら、一つの検討課題にもなっているわけでありまして、状況を見ながらどういった方法などがあるのかも含めてこれからいろいろ研究していきたいと思っておりますし、先ほどのお話ではありませんけれども、ほかの事例なんかもあれば勉強させていただければと思っておりますのでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。ぜひ、そうしたものについては御検討、御研究をいただきたいと思っております。

それでは、次に、前に御質問を申しあげたことがあるわけですが、浄化槽事業において排水管を埋設しないということで、既存の排水溝を利用する地域について、2年前ですが、一般質問でお答えを願ったところですが、改修の方向で検討したいと申されておったわけでありまして。そこでお伺いしたいと思っておりますが、特にそんな中で流れが悪いとされております平塩地区の排水溝について検討された結果どういうふうになさるお考えなのか、お考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平塩の御質問をいただいた排水路については、昭和61年と62年度の2カ年度にかけ

て農村総合整備事業のモデル事業の農業集落排水施設整備・平塩1号排水路ということで、全長1,457.1メートルを整備したところでございますが、年数の経過とともに流れが悪くなっているということでもあります。我々も当然そういう認識を持っておりまして、改修する方向で検討しているところでございます。

我々としては、できるだけ補助事業を活用して実施したいと考えているところでありますので、まずその状況をきちんと把握するということがそのための測量調査等について、これは補助というより市単独ですということになりましようが、来年度に向けてそういう測量調査等を実施をしていきたいと今考えているところであります。その調査結果を踏まえて計画的に排水路整備について進めていきたいと今考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 来年度に向けてということでもありますけれども、どのような予算と申しますか、例えば用悪水路とかいろいろあると思いますが、どのような予算でお考えになっているのか。どのようなところの予算でなされる測量調査……。調査の関係でどのような予算でなされるお考えなのかということをお聞きしたいんです。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、来年度の予算でありますから、まだこれからいろいろどういう事業の中身になるかなども含めて検討していくということになります。今、担当ではいろいろ考えて検討していると思いますが、この場で具体的にこういう事業だと、こういうことはまだ申しあげられないのではないかと思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 検討していただいてありがたいことだと感謝を申しあげる次第でありますけれども、御承知のように御認識のとおり大変流れが悪い状況になっておりますので、できるだけ早く解決をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

次に、合併浄化槽にというより、合併浄化槽の設置者に義務づけられている法定点検について伺いたいと思っております。

このことは、個人にかかわらず本市で行っている市町村設置型の合併浄化槽についても同様のことだと思っておりますけれども、私も議員をしてからしばらくたちますが、この間、浄化槽の管理業者に委託しているのにもかかわらず何で法定点検なんて要るんだということをそっちこちで言われておるわけでありまして。そうした市民の皆さんからは常々法定点検委託をしている業者の書類だけで済むんじゃないかと、同じような点検をなぜしなくちゃいかんのかという話なんですね。そうした要望が寄せられておりますし、市民の皆さんには多分二重負担という形で映っているのではないのかなと思っておりますし、そういう話も聞きます。

私は、もちろん法律の関係でありますからそれを直さなくちゃいかんとは思いますが、そのためにぜひ市長にも御努力いただきたいと考えているわけでありまして。

私は、率直に言って業者に法定点検をさせたら書類を上げればそれで済むような形にすべきだと考えておりますが、法律整備にかかわることでもありますけれども、そうした市民の要望もありますので、ぜひ市長の御見解を承りたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。



○佐藤洋樹市長 定期点検、法定検査ということではありますが、私も周りの人からそういうのは何でまたという話を何回も聞いたことがあるとも思いますが、お答えをしたいと思います。

御案内のとおり、浄化槽法で保守点検、清掃、法定検査と、この3つを行うということが義務づけられているわけですね。保守点検というのは浄化槽の機器について故障などがなければ点検し簡単な修理を行ったり、害虫の駆除、消毒薬の補充などを行うということで、県知事の登録を受けた保守点検業者と使用者が契約の上で行っているものでございます。一般家庭で御使用していただいている浄化槽の場合は、3カ月に1回以上の実施が義務づけられているわけでございます。

清掃については、浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜きや機器等を洗浄する作業で年1回以上実施しなければならないということでもあります。この事業者については市の許可を受けた事業者へ委託して行うということです。

御質問の法定検査については、浄化槽の設置工事や保守点検、清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを検査するというので、使用開始してから3カ月を経過した日から5カ月間に受検する設置後の水質に関する検査と、御質問はその後毎年1回定期的に受検する定期水質検査、この2種類あるわけですが、後半のほうだと思うんです。県知事は法定検査の結果をもとに管理者、保守点検業者、清掃業者などに助言・指導・勧告を行うことができるようになっているわけですね。

この検査の機関については県知事の指定した機関で財団法人山形県理化学分析センターと社団法人山形県水質保全協会の2者で検査を実施しているわけではありますが、寒河江市内の検査については山形県理化学分析センターで実施されているわけでもあります。

今、申しあげましたように保守点検というのは、浄化槽の機器類の点検、調整、これらに伴う修理を行う作業、清掃は浄化槽内に生じた汚泥スラム等の引き出しと浄化槽内機器の洗浄・清浄を行う作業。一方、法定検査については、保守点検や清掃が適正に行われているかも含めて、浄化槽が正常に働いているかを県知事の指名により第三者機関である指定検査機関が公平中立に行う検査だということになっているわけでもあります。したがって、保守点検・清掃と法定検査とは別の観点から行われるということでもあります。検査の趣旨、目的あるいは作業内容は異なるということなので、それぞれが確実に実行されていくということが浄化槽の機能を十分発揮していくことにつながっていくんだと思っているところであります。

そういった意味では、もう少し広い意味で公共用水域の水質保全、生活環境、公衆衛生の向上の観点からすれば必要なものだとも我々も思っているところであります。

ただ、いろんな方からそういう御質問やら御意見を我々も頂戴するわけでもありますので、この浄化槽法の趣旨・内容などについて市民の皆様に広く周知を図っていくということが、やはり今まで以上に必要なのかなと思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長の答弁も私はわからなくはないんですが、こうして市民の皆さんから見ると、先ほど申しあげましたけれども負担的に見ると二重の負担になるというか考えもあると思いますし、何である業者に保守点検を委託して、清掃まできちんと委託しているにもかかわらずやらかなくちゃいかんのだということだろうと思います。

平成22年3月に出されました環境省の大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推

進室というところに出された浄化槽法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例なんて、こういうのがあるんです。市長が今答弁された内容とほぼ同じような形でここに説明がされております。しかし、なかなかこれが理解されない状況にあると思っておりますが、それはやはり先ほど申しあげましたように市民の二重負担になるということが1点にありますし、なかなか考え方として受け入れてもらえないということがあるんだろうと思っております。

特に、一般に業者に委託して保守点検を行っていただいているものと違うものは、水質検査の部分だけでいうとBODの検査だけなんです。あとは一般業者で全て検査をなさっているということで、例えば水質イオンの濃度であるとか残留塩素の濃度であるとか、これは皆やっているんですね。BODの検査だけがやっていないということで、むしろ私はそうしたBODの検査こそ保守点検の業者に委託するべきだと思っております。そういう中で書類検査だけで、業者の信頼の度もあると思えますけれども、そういうことでやはり進めていくべきではないのかなと思っております。

全国的に見てもかなりこの受検率というのは悪いですね。この中にありましたけれども、先ほど申しあげました大臣官房で出されたこの取り組み事例というところにもありますけれども、20%以下のところもありますね。県平均で幾らでしたっけ。山形県の平均は平成17年から20年にかけて、山形県は結構いいほうですね。平成20年度までで13ポイント上昇したそうではありますが、59%ですね、山形県全体で。全国的に見ますと平均で20から27%ですね、受検率は。そういう低い状況になっておりますのでさっきのような事例ということで出されたんだと思っておりますが、要するにそれが理解されていない状況なんですね。つまり、そうしたことを改めて何ていたしますか、解決しなければならぬじゃないかと私は思っているわけでありましてけれども、それで市内の状況をわかっているならば伺いたいと思っておりますけれども、浄化槽の設置数、法定点検の実施数等についておわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字でありますので、下水道課長からお答え申し上げます。

○鴨田俊廣議長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 お答えいたします。

本市の定期検査の受検実数でございます。平成24年度の実数でございます。単独浄化槽の設置基数が2,291基。うち受検数が1,255基でございます。受検率54.8%でございます。次に、合併浄化槽の設置基数でございます。1,404基でございます。うち受検数が1,099基。受検率は78.3%でございます。合計で設置基数3,695基、受検数が2,354基、受検率は63.7%でございます。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今の市内の数値をお聞きしましても、全体的に理解がされていないと思っておりますけれども、中には進んでやられる方もおありになると思っておりますけれども、ほとんどの方が、市長もいろいろ御相談を受けているというお話がありましたけれども、二重負担だということは何でしなくちゃいかんのだということなんですね。

市長と私は少し見解は違いますが、法律の改正を伴うわけでありまして、ぜひ保守点検を委託している業者がBODの検査、私も調べましたが、BODの検査をする機器というのはそんなに高くないものも、簡易的なものもいろいろありましたね。ですから、常々年間の定期検査の中

でできるような方策をとって、それでその点検だけで書類をもって検査を受けたという、法定点検にかわるものとしてぜひしてほしいなと思うわけでありますけれども、少し市長とは見解が異なりますけれども、ぜひ市民の要望も酌み取っていただいて今後研究を重ねていただかないなと思っ  
ているところでもあります。

お聞きしたい点、少しあったわけでありますが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

## 那須 稔議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号12番について、17番那須 稔議員。

○那須 稔議員 私は新清・公明クラブの一員として通告してある件に関心を持っている市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺いをいたします。

私は、久しぶりの質問でもありまして、一問一答になってから初めての質問でもありますので、要領がいかない点は御容赦をいただきたいと思ひます。

通告番号12番、防災行政についてお伺いいたします。

平成7年阪神・淡路大震災からことしで18年目を迎えております。さらにその後地震が続き、平成16年10月の新潟県中越地震、また平成19年3月の能登半島地震、そして平成19年7月の新潟県中越沖地震、それに平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、それに何といても忘れられないのが平成23年3月11日の東日本大震災です。発生から2年9カ月を迎えようとしております。また、12月14日には1,000日を迎えております。東日本大震災で犠牲になられた方々に改めてこの場をおかりしお悔やみを申しあげますとともに、いまだに避難生活を送っておられる皆様方に心からお見舞いを申しあげます。

ここ寒河江市においても、山形盆地断層帯が南北に及んでいることなどから、大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況であります。防災の難しさは行政だけでは対応できない点にあると思ひます。災害発生時において、通信網やあるいは交通網などが寸断される危険性が高い災害では外部から救援に駆けつけるのは予想以上に困難になると言われております。実際、阪神・淡路大震災、東日本大震災などでは、消防や自衛隊などによって救助された人はほんの一部で、実際には多くの方々は近隣住民の助け合いにより救助されたと報告があります。そしてそれは、備えあれば憂いなしのことわざどおり災害が起こる前から必要なものを用意するなどきちんとした備えを行うことで、減災つまり災害時の被害を少なくすることができるのではないかと思ひます。

今回の質問している項目につきましては、平成23年3月議会、東日本大震災が発生する4日前の3月7日に質問しております。

今回の質問はこれまでの検討結果などについての再質問になりますので、よろしくお願ひ申しあげます。

それでは最初に、東日本大震災から2年9カ月が経過をしております。寒河江市として、東日本大震災以前、以後でどのように防災・減災について改善されたのか。防災・減災に対する基本的な考えを含めてお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員には、ただいまお話のとおり平成23年3月7日に防災についての御質問をいただいて、その当時はなかなか、今思えばそういう震災などについての実感が湧かない中で御答弁をしたのではないかと思います。それから2年9カ月もたって、その4日後に大震災があってということでもありますから、我々としてはそういう大きな出来事を受けて減災・防災というものに対する取り組みというものの必要性ということをも身をもって体感してきたこの2年9カ月ではなかったのかなと思います。そういう意味で、那須議員があれ以来の御登壇であります、当然のことながらこういう御質問がされるのだろうと思っています。その当時の答弁よりはやはり我々も進んだ答弁をお答えしなきゃいかんかなと思っていますところでございます。

大震災についてはいろんな反省すべき点というんですか、教訓とすべき点はあるわけでありませうけれども、施設整備などのハード対策では、先ほどおっしゃいましたけれども、ハードだけでは災害を防ぎ切れないという教訓を大きな代償を払って得たのではないかとということが1つあるかと思えます。

それから、大震災のみならずここ最近の異常気象などによって風水害というものの起こる頻度というものが多くなってきている。特にことしなどの場合は、寒河江市においても7月18日からの豪雨というものが記憶に新しいというものであります。そして豪雨、台風などの災害の気象予報というんですか、そういう中でも特別警報というものが発令されるということが新たに出てきたわけでありませうけれども、特別警報が発令をめぐってなかなか自治体間の中で混乱も生じてきているということがあろうかと思えますし、また住民の皆さんもそういう内容、危機感というものについて認識をまだされていないということだろうと思っています。

そういう情報を的確に住民に伝えていく、あるいは効果的に伝達する情報伝達のあり方というものも、大震災もそうですけれども、昨今の風水害の被害などを見るとそういうことを感じているところでございます。そういった最近の情報を踏まえて、我々としてはさらに新たに災害に強い寒河江のまちづくりというものを目指してきているわけでございます。

1つには、大震災もありましたから、公共的な施設の耐震化などを鋭意進めさせていただいたところでありますし、また一般木造住宅の耐震化補助事業なども進めさせていただきました。橋などについても、橋梁長寿命化なども実施させていただいたところでありますし、最近では御案内のとおり9月議会で御可決をいただきましたが、やはり内陸のほうでも防災行政無線の必要性というものを痛感しているわけでありませうので、その整備というものをさせていただいておりますし、大震災以来、自主防災組織、地域の皆さんが連携をして防災活動に当たっていくという組織づくりについても鋭意取り組ませていただいて、それから避難所の防災機器というんですか、防災倉庫、防災機材の配置などということで防災・減災に向けた総合的な取り組みを、我々はこの2年9カ月、まだまだ十分ではありませんけれども、鋭意進めてきたということを感じているところでございます。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今、市長からは東日本大震災の震災前と震災後ということで寒河江市の防災・減災に対する取り組みということで詳細にわたりまして話がありましたけれども、やはり防災を考えてみた場合に自助、共助、公助と3つの助けがあるとよく言われています。

自助というのは自分みずからが助ける行為でありますけれども、これはやはり防災の基本ではないかと。共助というのは近隣の方々とそれぞれ助け合いをしますけれども、当然最終的に共助とい

うことも最低自分自身が助けるわけでありますので、今回の東日本大震災というのは、先ほど市長からもありましたけれども、ハード面も非常に大きいこともあるんですけども、ソフト面、自助と共助というところに非常に大きな震災の反省点といいますか、そういうものがあったということで反省をされているようであります。

特に、認識、私も今回の大震災を受けながら減災ということに力点を置きながら防災行政というものをすべきなのかなということを感じ取っておりますので、市長からありましたけれども、災害に強いまちづくりということについて今後とも進めていただきたいと思います。

ちょうど2年前に私が質問したときに、市の地域防災計画、これは平成19年に見直しになったということが明らかにされたわけでありますけれども、地域防災計画につきましてはちょうどあのときには震災前でありましたから、震災が起こったということで、その後国の動きとしまして平成24年6月に国の防災基本法が改正された。その後、9月に国の防災計画が改正されております。ことしに入ってから、県でも防災会議を開きまして県の地域防災計画も見直しになったということで、一連の国県の動きから見ますとそろそろ寒河江市としても防災計画について見直しする時期なのかなと思いますけれども、その辺の方向性といいますか、あるいはスケジュールといいますか、その辺どう考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の地域防災計画については御案内かと思っておりますけれども、昭和36年に制定された災害対策基本法に基づいて制定されております。随時見直しを行って、最近では那須議員御指摘のとおり、平成19年あるいは20年からのスタートとなるんですかね、そういうことで見直しをさせていただいておりますが、大震災もあってその教訓を踏まえた対応、さらには国の見直し、さらにはおっしゃるように県の見直し、さらには先ほども申しましたけれども、寒河江市も風水害の対象の地域になってきている、さらにはいろんな特別警報などという新しい対応というものも反映させた地域防災計画としていかなきゃならんということで鋭意見直しの修正作業を今進めているところでございます。この基本的な考え方としては、1つには全ての人命の安全を最優先として、減災に向けた対策の推進。それから、避難勧告などの伝達体制の整備や避難時の応急対策の整備、3つ目は災害時要援護者の避難誘導や救助などに配慮した災害対策という3つの柱を重点的な項目として見直しを進めているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今最後のまとめ、内部的な検討のまとめに入っておりますから、それが済めば地域防災会議というものを招集して議論をしていただいて、さらには議会に御報告させていただいて、その後パブリックコメントなどを実施して県に報告するという形になるかと思っておりますので、来年4月ごろをめどに見直しを進めていきたいという計画でおります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須稔議員 この地域防災計画については、先ほど市長からもありましたけれども、来年4月ごろをめどに見直しをいきたいということでもありますけれども、これは平成19年、先ほども申しあげましたけれども、19年から見直しをやっていない。地震もあったわけですから、その辺を考慮しながら見直しをしていくと、3点の方向性というものが明らかになりましたけれども、3点の方向性も、これから私が質問する内容と少しダブっているのかなと思いますけれども、その辺について少し詳しい内容をお聞きしていきたいと思っております。

それでは、地域防災計画の先ほど市長からもあった防災会議でありますけれども、地域防災計画の実施とか推進とかを行う会議でありまして、当然見直しなどを承認する会議でありますけれども、女性の視点といいますか、非常に大事なところで、例えば女性の積極的な視点あるいは女性の声というものを防災の中に取り入れるということ、それで地域組織に浸透させるということが大事になってくるわけでありまして。寒河江の防災会議は女性委員の方が非常に少ないのではないかと思いますけれども、その辺の地域組織に女性の声を浸透させるということについてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 国のほうでも、今回の大震災において被災者に対する物資の提供とか避難所運営に関して、女性の視点に立った対応が必ずしも十分でなかったのではないかという教訓を踏まえて、防災基本計画において地方公共団体が策定する地域防災計画などに男女共同参画の視点が反映されるようになっていますが、女性の声をさらに反映させるよという意味だとも思いますが、そういうことで防災基本法を修正されています。そういう状況でありますし、寒河江市においても御指摘のとおり今回見直す防災計画にも女性の視点に立った対応などを十分反映させていきたいと思っております。

そのための防災会議の委員などについても、今のこれまでの委員構成からいうとどうしても男性の人が多くなってしまいうことがありますから、市長が任命する場合、その他の任命する場合などというものがありますから、そういう中でぜひ女性の委員の割合を高めていく必要があると思っておりますので、今そういう意味では人選を急いでいるとなっている状況であります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長からは、具体的に女性の視点ということで防災計画の委員にもそれぞれ女性の方の任命をしていくという話がありましたけれども、これは防災会議のメンバー、今35名ほどいらっしゃるんですが、実際に1号から8号委員までおられます。これは平成24年の条例改正で8号委員が追加になったということで、これは当然市長が任命できる立場にありますけれども、8号委員というのは自主防災組織を構成する者、あるいは学識経験ということでありますけれども、1号から7号までというのは充て職ということになってしまいますから、どうしても女性の声が入っていかないと思っておりますので、8号委員の中で女性団体あたりからその任命をしていくことになりますと、常に防災会議の中に女性が入っていくと、このように私も思っておりますので、その辺のところを市長も想定されていらっしゃるのではないかなと思っておりますので、これから女性委員の防災会議女性委員の増加についてどうぞ鋭意努力をしていただきたいと思っております。

それから次に、2つ目でありますけれども、避難勧告等の発令する判断基準としての判断・伝達マニュアルの作成ということについてお伺いしたいと思います。

これは、ことしでありますけれども、非常に低気圧とかあるいは強風、土砂崩れ、台風、大雨ということに見舞われた年でありました。寒河江市にとっても、先ほど来出ておりますけれども、7月には豪雨ということに遭った年でもありました。特に、ことし8月から、先ほど市長からもありましたけれども、気象予報にこれまでの注意報警報、さらに特別警報ということで加わって災害の規模が大きくなってきたと実感しておりますけれども、局地的な集中豪雨の際にいつどこで豪雨が発生するかわからないということもありますから、住民の逃げおくれというのが非常に問題になってくると思います。

これまでの集中豪雨のいろんな課題を見ますと、避難準備、勧告、指示とありますけれども、そのタイミングが非常に対象地域でもって発令できないということが1点あります。いま一つは住民への確実な伝達が難しいと、3点目は住民に避難勧告は伝わっても住民が避難しない、こういう課題がある。

これはよくよく考えてみますと、避難勧告の意味合い、避難準備とは一体何なのか、避難勧告とは一体何なのか、避難指示という明確な区別がはっきりしていない、行政としての具体的な基準が判断できるような基準がないと、そしてまた避難勧告が伝わったとしてもどのように行動していいのかわからないということが挙げられているんですね。

それで、こんな背景から適切な避難発令、住民の方が敏速に円滑に避難するということを実現するためには、市として避難勧告発令の判断を取りまとめたマニュアルといいますか、そういうものを整備しておく必要があるんじゃないかと、これも私のほうで前に質問させてもらったんですけども、その辺のところまでこれまでの検討結果を踏まえてどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難勧告の発令の基本的な内容については地域防災計画で定められているということでありまして、今御指摘のとおり災害時において住民の円滑な避難を実現していくためにはどういう状況においてどのような地域、例えば地域の特定などもそうでしょうし、どういうタイミングで避難勧告などを発令していくかなどというのはやはりあらかじめ基準を設けていかなければならないと思っておりますし、また御指摘のとおりなかなかそういう情報を伝達する手段というのが確立をしていないとうまく伝わらない、さらには避難が進まないということになりますから、御指摘の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルというものを現在整備を進めているところであります。地域防災計画と同じ時期に整備をしていくということになるかと思っております。

避難勧告などの発令に当たって水害などの場合は河川の水位による判断、さらには今後の気象予測や、河川巡視していると思っておりますから、巡視などの情報を集めて総合的に判断をするとなろうかと思っておりますし、また土砂災害などについては湧水でありますとか地下水の濁りの状況、あるいは県あるいは气象台との一緒に発表される土砂災害警戒情報等の状況などを見て今後の予測量などを勘案して総合的に判断をしていくということになると思っておりますが、今具体的なマニュアルについて整備を急いでいるということでもあります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 このマニュアルについては現在策定中ということの御答弁がありました。これについても4月の防災計画の見直しとともに策定されると答弁がありましたけれども、マニュアル、要するに避難準備、避難勧告、避難指示ということでそれぞれありますけれども、当然マニュアルはこの中でもうたっているかと思っておりますけれども、要は災害時要援護者についての避難行動といえますか、そういうものが非常に大事なところじゃないのかと。

それも当然今回のマニュアルの中に入っていると思っておりますけれども、これは今のところ平成21年に寒河江市では災害要援護者に対する登録制度ということがスタートしておりまして、登録した方については個人的に避難支援のプランを作成してそれぞれ避難指示を図るということにしているわけでありまして。最近の災害の状況を見ますと、要援護者の被災が多いということと、避難している

最中に、避難の途中で被災する方が多いということから、今回の法律が改正される中でことし6月災害基本法が一部見直しになって、要援護者の名簿作成についてこれまでは登録制度ということでおったんですけども、それが外れて市町村で義務づけられた。

ですから、これまでの個別避難支援プランの対象者全員が要するに該当すると私は思いますけれども、その辺になりますと相当多くの方が該当するようになるんじゃないかと。ですから、誰が誰をどう助けるということは、個別避難支援プランの中では支援者とおられまして、その支援者が具体的に行動しますがけれども、今度は多くの方々に対して支援者を含めながらの体制といいますか、そういうものを組んでいかなければならなくなってくるのではないかなと思います。

当然今のところは民生委員を中心とした支援ができていますけれども、これからは今回の法の改正によって避難支援というものに対して、もうちょっと進んだ動きの中の避難支援の体制というものを組んでいかなければならないということも考えられるわけでありまして、今後の取り組みについてどう考えているのかお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員御指摘のとおり、現在個別避難支援プランに登録していただいている方は11月27日では813名となっていていただいているわけでありまして、その方は今おっしゃったようにみずから手を挙げて申し込んでいただいているということでもあります。

平成25年の基本法改正で本人の同意の有無にかかわらず困難な方、要援護の必要な方々の名簿を本人の同意の有無にかかわらず関係者に名簿で情報の提供ができるようになったということでもあります。災害が発生し、また発生するおそれが生じた場合ということでもあります。

市でも、先ほど申しあげた個別の支援プラン名簿をもとにして個人情報に同意しない方々も含めた避難行動要支援者を把握して、災害に対応していかなきゃならんと考えているところであります。そういった意味ではこれまでの813名の名簿、数からいけば相当な数の対象者になってくるわけでありまして、御指摘のとおり支援するマンパワーの形成というのは大変重要になってくるのではないかなと思います。民生委員の方々あるいは町会の方々、自主防災組織もそういうことのためにも活躍していただかなきゃなりませんし、いろいろな地域に根差した団体の総力を結集してというんでしょうか、総力を挙げて支援体制というものを構築していかなければならないと思います。

そういった意味でも県のいろんな研修会などにも今は参加していただいているわけでありまして、市独自でも研修の場あるいはネットワークを形成する手だてなどということさらにも一層進めていかなければならないと考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長からも今答弁がありましたけれども、災害時要援護者については先ほど813名という登録がありましたけれども、これはプランの該当者になりますと相当な数になるんじゃないか。私の調べですと4,300名ほどということになっておりまして、このの方々に対して誰がどういう形でどういうふうに避難をしていくということがありますので、それから名簿の問題については今のところ民生委員までに秘密保持ということで行っているわけでありまして、4,300人となりますと相当数の名簿についてもどうしたらいいのかということで検討課題に上ってくると思います。

その辺は私もまだ、それ以後の質問についてはまた別の機会を捉えて質問したいと思いますけれども



ども、この辺についても今回の法の改正を機に、避難支援ということの強化とあわせて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それで、要援護者の方々でありますけれども、事前の訓練って非常に重要性があるのではないかと。地震になったあるいは洪水になったと避難するという場合について、事前の訓練というものが非常に有事といいますか、そういう際には大きな成果が上がってくるのではないかと。

それで、当然先ほど言ったように避難途中で被災している人が多いということから、当然要援護者については自主防災組織でもそれぞれ決まりをつくって要援護者についての訓練といいますか、そういうものに取り組んでおられますけれども、市として年に1回行われる市の総合防災訓練、これには身体障害者福祉協会が参加をしておりますけれども、今回の法律改正で災害時要援護者について防災訓練への参加機会を拡大すべきだということが明示されております。その点、寒河江市の防災計画では訓練に際しては発生を想定しているということと、個別支援、行動計画を細かく防災計画の中に決めて事前に訓練するということが明示はされておりますけれども、災害時要援護者への訓練についてこの辺どう考えるのかお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員おっしゃるとおりであります、寒河江市の防災訓練、御案内のとおり身体障害者福祉協会の御協力をいただいて車椅子の方、手足の不自由な方ということで御参加をいただいて訓練をさせていただいているわけですが、御指摘のとおり災害時の要配慮者というのは幅広くいらっしゃるわけですので、そういう例えば高齢者の方、乳幼児、さらには妊婦の方なども含めてそういう方々も訓練に参加していただくということで対応を検討していきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長からは、災害要援護者と子供、乳幼児ということを含めながらの災害訓練ということがありましたけれども、これは非常に阪神・淡路大震災もそうだったんですけども、死亡者の半数以上は65歳以上の高齢者だったりあるいは体にハンデのあった方々ということが言われておって、災害弱者と言われる方に対していろんなこれまでも手当てをしてきましたけれども、事前の訓練ということが大事でありますから、こういう形で取り組んでいただきたいなと思っております。

市民の方たちが当然こういうマニュアルに従って避難をされるわけですが、その際に市内の避難誘導標識というか、そういうものは現在どのようになっていらっしゃるのかなど。ですから、その辺を踏まえていただきながら市民の方々が安全に避難するための避難誘導標識あるいは避難のための標識、いろんな避難所標識とありますけれども、その辺についてどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、避難所そのものの明示、看板の設置ということについて申しあげますと、平成23年から設置をしているところがございますが、平成24年度までで20カ所、今年度は28カ所ということで完了する予定であります。また、避難所まで誘導するためには誘導看板の設置、さらには現在整備を進めております防災行政無線による誘導広報なども有効かと思っておりますし、あらかじめ自主防災組織の皆さんにもそういう情報をお伝えしながらいろんな多面的に準備をしていくことが大

事だろうと考えております。

避難所への誘導看板については今議会において補正予算を提出させていただいております。18カ所の避難所について、誘導看板を自立型12カ所、電柱への取り付け型を120カ所取り付ける計画であります。今後についても、それで完了ではありませんので、補正予算でありますので平成26年度の前倒しということでもありますので、さらに平成27年度、28年度でそれぞれ80カ所の誘導看板等を設置をしていきたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 誘導看板については今回の補正でも上げられておりますけれども、これからも平成27年度、28年度と取り組んでいくことに期待したいと思っております。

標識については設置をするということも非常に大事なんですけども、常に総点検をしていただいて、どういうふうに市民の方々が見やすいのか、あるいはどの場所がいいのかその辺も検討した上で設置をするとともに、設置が終わってからも総点検をしていただいて取り組んでいただきたいなと思っております。

次に……。

○鴨田俊廣議長 那須議員、ちょっと待ってください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどいたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

那須議員。

○那須 稔議員 それでは、(3)でありますけれども、地域住民が運営できることを目的にした避難所設置運営マニュアルの策定についてお伺いいたします。

これは、阪神・淡路大震災と今回の東日本大震災でも多くの家屋が倒壊しまして、特に阪神・淡路大震災ではその後火災が発生したということで多くの家屋が焼失したということもありまして、阪神・淡路大震災ではその後さまざまな課題が指摘されておりました。

特に、防災計画では避難所の設置・運営というのは市長が行うということが明示されておりました、そうなりますと休日、夜間に災害が発生した場合に市の職員あるいは管理者などの出動についてもどうしてもできなくなるという場合などに避難所が開設できないおそれが予想されるということから、阪神・淡路大震災でも実際にあったわけでありまして、自治体の職員が被災したために必要な人員が避難所に派遣できなくなったということから、自治体職員による避難所運営が非常に困難だったという反省点も出ておりました。

そんなところで、地域住民によって自主的にかつ円滑に避難所運営というものを目的にした避難所設置運営マニュアル、その辺の策定についてこれまでの検討結果を踏まえてどう考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難所での不自由な生活を少しでも快適に良好にしていくためのいろんな工夫というものは必要だと思いますし、開設者であります市でも被災された皆さんと協力して運営を行って

いく、先ほど御指摘のとおりであろうかと思えます。そういった意味で、避難所は1カ所とは限りませんから、ある程度統一的な円滑良好な生活環境を確保する運営基準というものを、設置の取り組みのマニュアルというものをつくっていく必要があるということで、これはもう準備をさせていただいております。

実は、ことし岩沼市と災害時の応援協定というものを寒河江市で結ばせていただきましたから、実際岩沼ではこういう避難所の運営もしたわけでありませぬ。そういう大変な苦勞をされているんな経験をお持ちでありますから、そういった経験を我々も十分お聞きしてマニュアルの作成に生かしているところでございます。防災計画と一緒につくっていくということで準備をさせていただいております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今現在、マニュアルについては策定中という答弁でありましたけれども、特に避難所設置運営につきましては、避難直後でもあるということから、避難者全員が非常に高い極度のストレス状態に置かれている、当然なんですけれども、それと要するに災害要援護者についてはそれ以上にストレスを感じるわけでありませぬ。

ですから、必ず特別な配慮が必要ではないかと思うわけでありませぬけれども、高齢者あるいは体が不自由な方についてその辺の、今回のマニュアルを今作成中でありませぬけれども、災害要援護者ということについてあらかじめ避難所が、いろんな避難所がありますので、その辺は災害要援護者が多い地域についてはそれなりのマニュアル作成をしてもらおうということが出てくるのではないかなと思えます。その辺の避難所設置運営のマニュアルの中に、どういう形で災害要援護者についての避難といいますか、避難所運営に対する対応といいますか、その辺のところが入っているのかその考えをお聞きしたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の皆さんでありますとか、体が不自由な方々、要するに要援護者の皆さん、それから乳幼児もそうでありませぬし、乳幼児を持つ親、妊婦なども含めて支援を行っていく内容についても一人一人状況が違う、対応が違うのではないかなと思えます。そういうできるだけきめ細かな一人一人の状況に応じた対応というのが必要になってくるんだらうとも思っています。そういったことについても、マニュアルの中において一般の方と区別する、例えば居住エリアを別にするでありますとかもちろんバリアフリーにしていくなどということで対応していかなくやならんと思えます。また、そういう方々に対する相談窓口を設置するというきめ細かな対応を、マニュアルの中でも明記して今準備を進めているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 避難所運営に対する被災者要援護者に対する市長答弁がありましたけれども、きめ細かに対応していくということで、今後とも期待をさせていただきたいと思えますけれども、避難所が各避難所で市民の手によって避難所が設置されるということになりますと、当然ある程度の想定訓練といいますか、そういうものが必要になってくるのではないかな。

これは、地震とか風水害等で避難するという有事の際には、これは当然いろんな方々が一緒に何でもやられますけれども、ある程度の避難の想定訓練というんですか、そういうものが必要ではないかなと思えますけれども、その辺のところについてどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいと

思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに、いざというときに至ってはなかなか円滑に運営をできないケースも出てくるのではないかと、幾らマニュアルどおりにしようと思っても、そういう場合も想定されるわけがありますので、今現在ではいろんな防災訓練の中では特にそういう避難所の運営の想定訓練というのは行っておりません。炊き出しとか非常食を用いた訓練などはやっておりますけれども、避難所の運営ということは想定して訓練をやっておらないということでもありますので、ぜひそういうことも今後の防災訓練の中で、現実起こり得る課題でありますから、避難所の運営の想定訓練なども交えて実施をしていかなければならないと思っております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 避難所についてはマニュアルに従って、想定訓練もやっていくという答弁がありましたので、今後ともぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

次に、(4)でありますけれども、被災者の情報を一元的に管理できる被災者支援システムの導入についてということでお伺いしたいと思います。

このシステムでありますけれども、阪神・淡路大震災の際に西宮市で職員が昼夜を問わず被災者の台帳、あるいは被災者の証明書の発行、あるいは避難所関連とかあるいは仮設住宅の震災業務のシステムを短時間のうちにつくり上げたのがこの被災者支援システムであります。そして、その後も現在までに台風とか地震の際に被災者に対する被災者証明とかあるいは家屋の罹災証明なども発行しているということで、地方自治情報センターのライブラリーに登録されている。今ではシステム自体は促進目的のためにサポートセンターが開設しております、そのサポートセンターでそれぞれ開設ができるという状況でもあります。

当然、災害が発生した場合に行政の素早い対応といいますか、復旧復興のためには私は欠かせない情報関連になるのではないかなと思っておりますけれども、その辺の被災者支援システムの導入についてこれまでの検討結果を含めてどう考えるのかお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害の発生時におきましては、被災された皆さんを直ちに救護・支援していくという目的があるわけですが、そのためには被災者に関するいろんな最新情報を迅速に収集、整理、集約していくということが必要であります。

そのための支援システムということですが、先ほど御指摘のとおり、住所や世帯構成といった基本情報をもとにして罹災証明の発行、それから各種支援制度の利用状況など被災者に関する情報を一元的に管理していく。事務の効率化、迅速化というものを進めていくというものであります。ぜひ、我々としては導入をしていくということで、今検討を進めているところです。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長からは現在導入に向けて検討ということがありましたけれども、これは震災前と震災後では、私のほうで情報を調べた限りでは相当数ふえております。そして震災を受けた岩手、宮城、福島という3県でも導入されている市町村もありますので、その辺も研究していただいて、検討して導入に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

それから、次に(5)でありますけれども、防災センターの設置についてお伺いいたします。

防災センターにつきましては、その後あらゆる災害に対して迅速に対応するということと、それからの確な災害情報の収集・伝達とかあるいは災害の際の中枢の拠点施設ということで防災センター、いろんな活躍をするわけでありましてけれども、寒河江市におきましてもその防災センターにつきましては早期の設置が望まれるところでありましてけれども、平成24年に防災センターの整備のための調査をしております。この辺を含めながらいつごろまでに防災センター設置をされるのか。どこにどういう形で防災センター設置をされるのか、どういうふうに検討されているのか。今現在のお考えをお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いわゆる防災センターにつきましては、災害時に応急活動の拠点施設として情報通信機能を含む防災対応機能を備えた防災の核的な施設でございます。

御指摘のとおり、本市におきましては平成24年度に県内の防災センターを視察させていただいて、設置に向けた検討をさせていただいたところでございます。そういうことでありますが、現在御案内のとおり市庁舎については耐震工事を行って来年3月には完成するというので、耐震的には安全性が確保される施設になってくるわけでありまして。

防災センターという機能の、いろんな機能があるかと思いますが、その中で一番重要な機能というのは、那須議員も御指摘ありましたけれども、現実的には災害対策本部を設置する施設になっていくと我々は思っています。そういう意味からすれば、他の施設というよりも耐震化なったこの庁舎の中に防災の中枢拠点施設を整備していくというのが合理的なのではないかということで検討しているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 防災センターについては、この庁舎、当然庁舎は免震工法ということで阪神・淡路大震災震度6強まで大丈夫だということでありますから、当然地震の際には中枢本部を置いても何ら差し支えないと私も歓迎をしますけれども、防災センターについては早期の設置が必要なのではないかと。ですから、具体的にいつころまでに設置をして庁舎のどこに設置をするのかなということがありますけれども、その辺について考えがありましたらお聞きしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 いわゆる防災センターというのは、先ほど申しましたけれども、災害対策本部になるべき施設と、それから一般的に言うと防災、いろんな災害の訓練を行ったり防災の教育の普及を目的とした学習のできるような施設も含めた防災センターというのが一般的な防災センターであろうかと思っております。

ただ、これも我々も南陽市とか最上のほうも視察をさせていただきましたけれども、なかなかそういう機能を果たすべくような施設を一市町村で、市で整備をすることについては果たして十分な機能を備えたものになっていくのかなというところがあります。そういう意味で、これからさらにいわゆる防災センター的な施設については十分検討していく必要があると、将来的な課題となろうかと思っております。ただ、おっしゃるような一番重要な機能を備えたものについては庁舎の中で十分対応していく設備を設けさせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これについては、早期の設置ということでお願いをしたいと思います。

先ほど市長からもありましたけれども、今回については防災センターの機能の一部がありますけれども、要するに防災室という形でのセンターということの意味合いのものでないかなと理解しておりますけれども、防災センターになりますとそのような機能とともに学習体験といいますか、防災の学習体験、研修の場としての防災併設施設といいますか、そういうものがやはり必要なのかなと。

ですから、その辺については市長からもおっしゃっていただいたように今後の検討課題ということでありましたけれども、私も今回防災室ということで設置をしていただいて将来的には防災センター、さらなる防災センター、山形県には今のところ山形市にあるようでありますけれども、私も視察して見てまいりました。すばらしい施設で、体験もできるし防災機能もあるし、瞬時に山形市内の情報がとれるということですばらしいセンターでありましたけれども、そういうことがやはり防災センターの意味かなということを感じてきたんですけれども、財政とかいろんな面からありますので、寒河江市としての一步の、まず防災室を立ち上げながら、その後ということで市長からもありましたけれども、今後とも期待をしていきたいと思えます。何かありましたら御答弁いただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃる防災室、基本的な対策本部になり得るといえるのは、御案内のとおり防災行政無線を来年設置をした段階でそういう機能を果たしていくということでありますから、来年秋にはそういう機能を持った室、名称はともかくとしてそういうものができ上がると思えますし、おっしゃるようなセンターについても広域的な施設としてもあってもいいのではないかと考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長からは、広域的な意味を含めてということでのセンターの設置についてもありました。今後とも、センターについて名目、本当に名前に沿ったセンターとなるような形で設置されますことを要望申しあげまして、私の質問を終わります。

### 川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番、14番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 私は、通告している課題について市民の方々から寄せられた意見を踏まえ、私の考えもあわせながらお尋ねをしてみたいと思えます。

最初に、通告番号13番、豪雨災害後の対策についてお伺いをいたします。

まず1つは、引き続き寒河江川の濁りの問題についてお尋ねをしたいと思います。

9月議会でもお尋ねをしました。また今議会でも一昨日も質問されているわけでありまして、まさに市長も極めて重要な問題だというところまをされているわけでありまして、私は濁りがおさまらないこの実態、状態というものは極めて深刻に受けとめるべきだと私は思います。そして同時に濁りの原因解明なくして対策は打てないと思えます。総力を結集して科学的な原因解明を急ぐべきだと思えます。

私も9月議会以降も、11月19日一日がかりで実沢川からずっと根子川まで寒河江川の支流を両側

調査をしました。もちろん私の調査ですから、水をとってそれを化学的に分析するとか何かということではできません。目で見てカメラで写真を撮りながら状況を見てきました。やはり、全ての支流、きれいなんです。きれいな水が入っていました。ところが、ダムは濁っている。ダムから放流される水も濁っているということでもあります。

それから、11月25日、再度最上川ダム統管理事務所にお伺いをしながらさまざま聞き取りをすると同時に状況を教えていただきました。また、きのうも電話でもありましたけれども、事務所と連絡をとり合いながらきのう段階でどうなっているかということもお聞かせをいただく中で、以下お尋ねをしてみたいと思います。

今、申しあげましたように、ダムに入っている支流、きれいな水なんです。そしてダムの中にこういう状況です。上流から入ってきている水はこういうふうにはきれいなんです。ダムの中でもう、ダムの黄色い水とこういうふうには境ができています。これを手前から見るとさらにこういう状況です。こっち側が上流、こっち側がダムの中です。ずっと下まであるんですけども、同時にこれもそうです。これが上流からの水でこれがダムの汚れた水の状態。こういう状況になっているんですね。

そうしたときに、私はダムの責任者などとも話を何回かしているんですが、「ダムで汚れのと言われても困んのよね」と。要は寒河江川にダムをつくっている、しかし寒河江川に注ぐダムの上流やダム本体に注ぐ支流もあります。「その管理は私どもの管理でないのよ」と、「河川管理は山形県なんです」ということを言われるんですね。こういうこと。したがって、私どもはダムに入った水がさらにダムで何かの原因があって放流する際に何か問題が起きているというのであればダムの責任ということかもしれませんけれども、今のダムの濁りというのは入ってきた水が濁っているからこういう結果になっているんだと言われます。

しかし、私はそれで「はいそうですか」という気持ちにならないですね。なぜかといえば、今現在きれいな水が入ってきて、ダムから出るときに濁水になって出る。もしダムがなかったならば、きれいな水が寒河江川に流れるとなると思うんです。

確かに、寒河江ダムは多目的ダムだから、洪水やなんかは防いでいます。ことし7月18日のあの豪雨の状態でも洪水は起きませんでした。したがって、そういう意味ではダムの役割を十分果たしているんだと思うんです。しかし、ダムがなければ、雨が降ったときには濁り水から沢から来るけれども、2日ないし3日たてばきれいな水が流れる寒河江川。私ら子供のときにはそうだったわけです。ところが、今ダムがあるために濁った状態が、7月の状態が今なお続いているという状態なんです。したがって、このことをやはり共通認識を持ちながら従来のような清流寒河江川を取り戻すということにしなければならぬと思っています。

そうしたときに、今現在、先ほども申しあげましたけれども、寒河江川の河川管理は山形県です。したがって、今現在、山形県を含めて寒河江川の濁りの原因、これを解明することに着手をしているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江川はもちろん寒河江市民の清流でありますから、宝でありますから、寒河江市だけのものではないわけですね。地域全体あるいは山形県のすばらしい自然環境ということがあろうかと思っています。そういった中で、今回の7月18日以降の大雨によって濁りが生じてそれがなか

なか解消しないということでもあります。最近は大分きれいになってきましたけれどもね。

でも、そういうことは我々としても大変深刻に受けとめさせていただいて、行政報告でも申しましたけれども、国の国土交通省、寒河江ダムを管理する最上川統合管理事務所、それから河川管理者である県村山総合支庁に行きましたけれども、それから水ヶ瀬ダムを運営している東北電力に早期に清流に戻るように調査・対応をお願いしてきたということでもあります。なかなか、寒河江市だけで解決をするということはもちろんできないわけでもあります。いろんな関係機関の協力をいただいてそういう事態の解消に向けて取り組んでいただくということになろうかと思えます。

濁りは、先ほどの御指摘にもありましたけれども、一時的にはどんな場合でも大雨が降れば出てくるということになっているわけで、この11月5日に初めて開催していただいた調整会議の中でも、そういう長期的に濁りが取れないということについてその原因は那边にあるのかということそれぞれの構成員が意見を出し合いながらその解消に向けて努力をしていくということで、1回目の会合を11月5日に県で開いていただいてももちろん寒河江市も参加をして沿川自治体も漁協も参加をしていただいたという状況であります。

1回目が終わった後に私もお邪魔して、私は直接その会議には出ておりませんが、阿部会長といえますか、県の農林水産部の次長からも近々また2回目ということを考えているというお話もございましたから、また2回目に向かっていろいろ準備をしていただいていると思っています。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 9月議会で総合的にいろんな方々の知恵を出し合って解決を図ってほしいということで、市長からは行政報告にもありましたように県に寒河江川の濁水の長期化等に関する連絡調整会議というものができて、10月30日に設置されて第1回の会合を持たれたという話をお聞きしています。

この会はやはり一歩も二歩も前進だと思えます。これができたということは前進だと思えます。しかし、これらを見せていただいたんですが、目的、協議事項、いずれも、目的はこういうことです。平成25年7月18日の豪雨以来継続している寒河江川の濁りなどに関して、関係する機関の情報共有及びその対応に関し連絡調整を行うことを目的とするということなんです。

2つ目の協議事項、①として寒河江川の濁りなどの状況に関する事項、②寒河江川の濁りなどによる農林水産業への影響に関する事項、③寒河江川の濁りなどによる生活環境への影響に関する事項、④その他、寒河江川の濁りなどにより影響を受けている事項ということなんです。どこにも原因究明をしたり、もとの清流を取り戻すということはどうもわかっていないんです。もちろん、この団体の中には、構成の中には山形県の県土整備部管理課と河川課が入っているわけですから、その中の構成メンバーの中の県の河川課が原因究明に着手していますかということをお聞きしたんです。

ダムではもちろん原因究明はしていないそうです。きのう現在でもしていないということです。そして、でもダムに入ったきれいな水が入って出るときにはああいうふうに汚れているわけだから、問題意識を持って、ダムの責任だとかなんかというのは言いません。現実には汚れた水が流れている。これはダムをつくったときに想定したものでないでしょう、想定外のことが起きているわけだから、現実には起きているわけだからやはりこれは調査をする必要があるんじゃないですかということをお聞きしています。



そうしたらば、調査をするそうです。しかし、事務所の中ではできないそうです。委託をするそうです。だから、いつころまでその結果が出るんですかと。したらば、「一、二年かけるということは考えていません。できるだけ早くしたいと思います」ということなんです、ダム。まだ原因究明していません。

したがって、寒河江川の河川管理責任のある山形県は原因究明に着手しているんですかと、第1回目の会合のときにそれぞれの構成団体が取り組み状況やなんかを報告されたんだと思いますので、どうなんですかということをお伺いしていますが、担当からも答えはいただけません。したがって、きょう市長にお尋ねをしているわけであります。

再度、原因、なぜかということ、私は来春の田に黄色い水がかかるとなったら大変だなと思うんです。もう3カ月、4カ月あつという間にたつと思うんです。したがって、今この冬の間さまざま説明をしながら対策をとるべきは対策をとるとしなければならぬのではないかという思いがあるからお尋ねをしているんです。再度お伺いをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 表現があれなんでしょうけれども、原因がなかなか特定はできない、特定はできないということは確認しているわけですよ。特定しないということと特定できないということでは違うわけですから、1カ所ではないのではないか、全体的な問題ではないのかということについては1回目の会合でも確認はされているわけでありまして、何で農林水産部のところに事務局を置くのかなどということは、川越議員御指摘のとおり、アユとか農作業とかそういうのに影響が出てくる、要するに水の濁りそのものの解消はもちろんでありますけれども、稲作とかそういったところに影響が出てくることについて懸念をして、第二漁協からのいろんな要望もありましたからということもありましょうが、そういうところに行っているんで、基本的にはこの調整会議も今お話にありましたような影響を解消していくために、それぞれの機関が一つのテーブルに着いて意見交換をして解消に向けて努力をしていくということであります。

極端に言うとも犯人捜しをしていくための会議ではないということをお承知をしていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私は、犯人捜しをしろと言っているのではありません。ここだけは間違いなく受けとめてほしいんですが、やはりこういう問題というのは原因の何なのか、1つでないかもしれません。複合的にいろんなものがあるのかもしれない。したがって、そういうものがわかった上で調査をした上で対策を打つというのが極めて今日的に科学的な対処だと私は思うからであります。

そして、原因が特定されていないというのと、原因究明をどこそこの部署でこういう形でしているというのとまた違うんです。したがって、私は、それをされているんですか、もしわからないとすれば早急に聞いて返事をいただきたいし、調査に着手をしていないのであれば、着手してほしいということが率直に、市長が言われるように私も同感、もう寒河江だけの問題でない、清流寒河江川はこの地域の物すごい宝ですよ、財産ですよ。したがって、それを調査しなければ私は何ともならないと思いますので、そこは私の意見を申しあげながら再度、答弁は要りません。したがって、県に確認をしていただいて後ほど返事などをいただければと思います。

それから、いろんな市民の方からもさまざまな声が寄せられます。そして犯人捜しやなんかでも

もちろんないだけけれども、県、ダムでもそういう原因を調査する能力は持っていない。したがって、専門機関に委託をするつもりですということなんですね。それと同じように、山形県だってやはり専門部署に委託をしてやらなければならないんだと思うんです。県職員だけでこの問題、それこそ複雑だと思しますので、できないのではないかと。したがって、こういうものは早急にすべきだと思いますし、また市民の方からこういう意見もあります。

山形県の中で、もちろんこれは連絡調整会議だから、一歩も二歩も前進だと評価します。しかし、原因を究明するためには山形県だけではできない。専門の部分に委託をすべきだという声があります。私も全く同感なんです。

なぜかという、その調整会議などでやっている、あるいは県だけでは限界があるという思いがするんです。その1つに今山形県ではダム建設の是非をめぐる裁判闘争があるんです、起きています、現に今係争中です。ということからすると、県ではなかなかこの部分の答えというのは出しにくいであろうと一般論的に私は感じます。

それから、さっきも申しあげましたように聞いてもなかなかどうという連絡調整会議の中身か私どもに伝わってこない。透明性というか、これも不十分だなと思うので、こういうことであってはそこだけではだめなので、ぜひきちっと解明できる手だてをとるべきだと思います。そしてこれは早急に、市長も心配しているとおりに早くそういう取り組みをすべきだと思うんです。このことについても後ほど県に市長から言っていただきたい。

それから、この連絡調整会議の副会長には寒河江の農林課長が副会長に就任しているんですね。したがって、ぜひその場でも今申しあげたようなことを発言して実効あるものにしていただきたいと思いますが、そのことについての見解をお聞かせいただきたい。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1回目の会合について、初めて我々が要望したからかというわけではないでしょうけれども、やはり県でも危機感を持って対応してそういう連絡調整会議的なものを、それぞれの部署ですから、それを一緒に合わさって情報交換しながら改善に向けてしていくということで、同じテーブルに着いていただくための会合として前進したのかなと思います。何回も重ねていく、濁りが取れないということであれば重ねていくということになりましようが、そういうふうになっていくと具体的にこうしなきゃいかんという対策も見えてくるのではないかと思いますから、川越議員御指摘の内容についても、次回の会合も近々あるんでありましようから、その際にも寒河江市から申しあげておきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、連絡調整会議でそういうことを申しあげていただきながら原因解明に着手をしていただく、このことをまず早急にやっていただきたい。

それから、行政報告でもありましたけれども、関係するダムの事務所なりあるいは東北電力水ヶ瀬発電所などに一緒に参加をしてもらって次回の会議をやりたいという意味の報告があったわけがありますけれども、きのう段階でもダムや何かには一切ないと、マスコミの報道を見たり、農林水産部に事務局でつくられたようですねというところまえ方をされているものですから、そこをどっちがいいとか悪いでなくて、そういう環境をやはりもっと連絡をまさに密にしながら連絡調整会議で考えているようなことがかみ合っていくような、そしてみんなで知恵を出してまさに解決策をある

いは対応策を講じられるようにしていただきたいと思います。このことについても市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1回目の会議は私出席いたしませんけれども、その後に会長である阿部次長さんにお邪魔したときに、やはり寒河江ダム、それから水ヶ瀬の東北電力からも参加していただかないと原因究明というんですかね、会議の目的が達成されないということでぜひ2回目からはということでおっしゃっていましたから、それは間違いありません。

ただ、2回目の日程がまだはっきり寒河江市にも具体的に来ないところでもありますから、今調整をしていると、こういう中でこれから連絡をして事務局をしていただくのではないかと思いますし、万が一の場合は市でもお願いをして出席していただくなどということも検討していきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにお願いしたいと思います。

ダムの事務所に行って市からの要望も受けて、具体的にどういふふうに対応していくのかお聞きしてきました。3つ、市長もこの前も報告されていましたが、3つ対応していると。

1つは、ダムに、本当は雨が降っているときにダムにためる余裕を常につくらなくてはいけないんだけれども、できるだけため込んでダムの中で沈殿させてそして上水を流すようにまず対応しています。それから、水もまず上水だけを流すようにして上のほうの3メートルの中からきり流さないようにしている、2つ目。3つ目は、濁りの問題があったものだから農業用水の問題も、指摘をされているものだから、ポイント、今まで濁度調査というのはしていなかったそうです。水質や水量などはしていたけれども。なので今回ポイントを5つふやして濁度調査をしている。寒河江市では上野大橋、高松堰の頭首工、それから昭和堰の頭首工でなくて三泉橋の下流でしている、これは2カ所、それからダムの本体の中の濁度、それから大越川の入ってくるころの濁度、それから放流の濁度、この5カ所をあれ以降ずっと調査をしています。

ところが、調査は週2回、月曜日と木曜日だけ。そしてその数値も公表しないから、教えてくれと言っても教えてくれないんですね。こういう状態になっています。

ただ農業用水として使う濁度はどれくらいとなっているかというのは実は調査するのでわかるんだけれども、今新聞報道やなんかでもこれまでダムの濁りの問題については、山の沢がかなり決壊をしてそこから泥水が支流としてダムに入ったりダムの下流の寒河江川に入っているのが原因だという趣旨の報道は何回もされていますね。

だとするならば、私は次の会議などで言ってほしいのは、それぞれの沢の寒河江川に合流する時点での濁度、これも週2回なんていうのではだめだと思うんです。雨降ったときはずっと連続していくとこの沢は濁っているけれども、雨がやんで1日でおさまるのか2日かかるのか、こういうものをきちっと調査をしないとだめだと思います。そういうことも向こうには言っています。

したがって、連絡調整会議の中でこれはダムでなくてもそこは、「河川のことには私らの仕事でねえべ」ってダムは言われるわけよ。したがって、そういうことを県の河川課でしていただくように意見を申しあげていただきたいと思います。

それから、これらの情報についても公開なるようにということで申しあげて発言してほしい、要

望してほしいと思いますが、このことについても見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市でやるならばいろいろあれだけども、人をお願いして週に2回を毎日とかお願いするというのはなかなか言いにくいかもしれませんね。私が言うんではありませんが、会議にするのは。それは、でも議員からそういう要望があったということは伝えさせていただきたいと思いますが、これから特に冬場に入りますから、なかなか現実的には難しいとおっしゃってるんでしょうと思いますけれども、そういう要望があったということはお伝えしていきたいと思いますが、データはある程度せつかく調べて悪くなっているんでなくてよくなっているんでないかと我々は期待するので、そういうデータなどについてはお示しをしていただければなと思っておりますので、それもお伝えしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

ダムではやはり冬期間はある程度おさまるそうです。雪も降るしおさまるそうです。心配なのは雪消えた後、温度が上がっていったときに心配だと言われています。それから、議会でも話になって、この前新庄の事務所では以前に1つの沢から濁度の強い沢があるのではないかとということがあって、当時調査した結果は、結論は出なかった、特定できなかったという話ですけども、そのことでお尋ねをしました。どこかの沢が特殊な土層、地層というか、あるのだかと言ったらばないんだそうです。それは私、その調査がどこかというのはわかりません。ダム事務所の見解としては、月山の火山灰でジュウコウハイというものだそうでして、一帯だそうです。どこというふうでないそうです。

したがって、1カ所の沢にそういう土質の層があって、そこに流れてくる。そこに砂防ダムをつくって防いだらいいんでないかという意見もあるんだけれどもどうですかと言ったら砂防ダムではきかないんです。濁り水が来るわけです、泥でないんだって。それが来るんだって。全体的に5カ所で支流で調べている中でやはり濁度を1,000超えるところがあるんだって。どことは言わないけれども、あるんです。ところが、村広水の断水がなったときには寒河江川の水の濁度が3,000だったそうですから、そこまではいってないんだけれども、その後も今調査して1,000というのがあるんだそうです。

そして、砂防ダムで防げるんだったらば、寒河江ダム自体が多目的ダムですから、泥はあそこで皆とまるわけですから、泥も砂利も、沢から流れてきてとまるわけですから、流れる水が濁度が高いわけですから、したがって上に砂防ダムをつくったからといって防げるものではないんですということなんです。したがって、そのことなども行っているいろいろ教えてもらう中でわかったんですが、ただ全体的にあのエリアがそういう地層なのかどうなのかというのはダムの言い分であって専門家ではまた、その道の専門家の人が別な調査しているのかどうかわかりませんが、そういうこともお聞きをしてみました。

だから、そういう全体的なことをダムからも情報をもらいながら、ならどうするか、ならどう調査するかということが極めて必要なものであろうなと思いをしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは午後からで。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は1時ちょうどといたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越議員。

○川越孝男議員 午前中、ダムの関係をお尋ねしました。そして原因は解明できていないということは十分現状としてはわかりました。しかし、やはり解明するために着手しないことには原因というのはわからないわけですので、そこも着手されているかどうかはわかりませんので、着手していないんだとすればなるようにしていただくということで、再度申しあげながら次の課題に入りたいと思います。

(2) 豪雨被害復旧事業、農林関係についてお尋ねいたします。

これもまた9月議会でもお尋ねしているわけでありましてけれども、特に私のところの地域、非常に被害の箇所数の多くて、そしてその後の対応・対策もまだ今どうしたらいいかというのも協議中ですので、この関係についてお尋ねしていきたいと思います。

その1つは、今回の補正予算の中に復旧事業費が計上されていないわけでありましてけれども、来年度に対応するという理解を、復旧作業はしなければならないわけですので、ただ、今からは冬にもなるということでもあり、もしかすると年度内の補正予算が出てきて、そして繰越明許なりで平成26年度にということも含めてあるのかなということは思いますけれども、そのように理解していいのかどうかまずお尋ねをします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 7月の豪雨災害に対応する農業用施設災害復旧費の補正予算については、さきの9月議会で提案をして議決をいただいているところでありますけれども、その後においていろいろ新たに災害復旧工事が必要な被災箇所というものが報告になりました。判明になったというところであります。

寒河江市といたしましても、これらの被災箇所につきましても営農を継続するための支援、つまり災害復旧に鋭意取り組んでいただきたいと思いますところがございます。

早急な対応が求められるわけがございますけれども、これから雪が降る、降雪期に入るところで、実際工事している場合条件が厳しくなるということが想定されますので、我々としては工事の施工条件がよくなる来年、来春施工したいと考えております。

また、今年度中に事業を予定している被災箇所につきましても現場の条件がよろしくないということで、被災箇所の状況を見ながら、事業を来年度に繰り越しをするなどということについても検討させていただければと思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の市長答弁で可とするわけでありまして。特に、地域から要望も出されて市長と面談もしていろいろ話し合いの際にも地域から強くそういう要望が出されておりました。今の市長の答弁を聞いて、地域の農家の人は非常に安心するのであろうなと大変ありがたく思っているところでもあります。

それから、今まだ進行形のものがあるんです。7月の豪雨というのは被害が地域的に集中したと思うんです。したがって、山形県の農林被害全て激甚災害の指定になるなどという、私はこれまで経験したことのない大被害であったわけです。特に、西村山地域でも西川町、大江町が非常に箇所も規模というか、被害の大きさも特別だったんですが、そこに隣接する私の住んでいる谷沢地域というところも全く同じでありまして、谷沢だけで60カ所以上被害があります。

ということで、全く西川や大江などと同じ、地域だけ見ると、ただ寒河江全体を見ると平場のほうが今回の雨の被害というのは直接的に少なかったわけで、全体化になっていないような気がしますけれども、地域的にはそういう状況にあります。

そして、大江町や西川町ではその被害状況を見てどうするかと内部で検討されたんだそうです。

やはり、耕作放棄地を出さないようにしないと、というので、今回の被害の箇所も、それから金額が大きい、もちろん40万円以上の国の災害の該当になるものもいっぱいありますけれども、そうでない小さいものもやはり非常にあったというのもまた特徴なんですね。

そうしたときに農家の人は補助金半分もらったって、5万円だ10万円だってお金出してなど田のくろを直したり土手直したりしないというのが被災農家の気持ちだったそうなんですね。「どうせ俺は年とってるし1年か2年、水たまるうち田つくって水たまらなくなったらあとはぶん投げるはあ」というのが非常に多かったんだそうです、西川も大江も。

それではそのまましたら、もう結局耕作放棄地になる。この人は年とっているから2年ぐらいくってあとやめるでもいいけれども、今度農地を集積をしてやろうという人たちもその場所が使えなくなる。その土地がどんどんそういうのが点在していたのでは困るということで、ならどうするかということで、同じように西川も大江もなんですが、やはり小っちゃこい被害も救済していくべと、そしてとにかく今回復旧をして今つくっていた人たちにつくってもらって、そしてまたそれを集約して別な人がつくるとなったときも使えるような農地にしておかないとだめだと話になったそうです。

そして、両方そうなんですが、大江町も西川町もやはり町長がその決断をしたということなんですね。大江については、農地については85%補助、そして施設については、道路とか水路については95%、町で単独で出す。西川については、農地については75%町で出す、施設、農道や道路については95%町で出すということを決めたそうです。そして、西川では8月3日の全員協議会の議会に、町当局からこういう補助をします。したがって、とにかく小っちゃこい被害も今回手当てをしておかないと結局耕作放棄地になっちゃって何ともなくなるということをされたそうです。

大江は、8月15日の課長会議でそういう補助率を、町単独のものを決めて、即各地域に説明会に入ったそうです。こういうことですからとにかくぶん投げないでみんなで農道を直し、水路を直し、田の土手を、畦畔を直してみんなでまたつくっていこうということをしたそうなんですね。

やはり、そういうことが今寒河江でも、逆に言うと西川町の農家も「こんなのどうせ俺の銭出してだったらしないはあ」というそういうのと谷沢も全く同じなんだよね。最初被害があったところは、皆報告農林課にして農林課で聞き取り、皆してもらったのよ。そうしたらば、補助を半分出さないとならないとか、自己負担で半分出さんなねと、65%出さないとならないとか「いいはあ、おらとこしねはあ」という人が出たわけなんです。ところがそうされるとやはり困るという人も地域に出てきて、そんなの手前で投げられるとおらの畑に行かれなくなるとかということがあったんです。

したがって、その後地域でもいろいろと相談をして取りまとめをしながら市に要望なども出していますけれども、やはりそういうふうに状況というのは、大江とか西川の被害を受けた農家の気持ちと、谷沢の被害を受けている農家の気持ちは私は同じだと思うのよ。市長も被災されたというか、被害に遭った現場に入ってもらって見ていただいているので、そしてまた被害を受けている農家の人との話し合いもされているので、その辺、西川の農家の人と、大江の災害を受けた農家の人と、寒河江の災害を受けて困っている人と気持ちは同じだと私は思うんですけれども、市長の御認識をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの7月17日の豪雨によりまして被害を受けられた農家の皆さんには、本当にお見舞いを申しあげたいと思います。

先ほど御指摘もありましたとおり、やはり営農を継続できるような復旧・復興というのは将来的な寒河江の農業、地域農業を考えますと大変重要なポイントになると思っております。

とりあえずというんですか、9月補正の中でも予算化をさせていただきましたが、先ほど申しあげましたとおり、その後にもいろいろ被害の状況など報告をいただいています。問題は、国庫とか県の補助に乗れない、要するに小さい箇所の復旧・復興事業の取り組みに対してなかなか地元負担というのを伴っていく今の制度でありますから、そこら辺を何とかクリアしていかないと次の展開、もとの農地に戻れないという状況、西川、大江がそうであって、寒河江の川越議員の地元なんかも同じような状況であるし、農家の方も同じような考えを持っていらっしゃるというところであれば、我々としても寒河江全体の農業ということも踏まえてそういう対応をしていかなきゃならんと思っています。

大江、西川のほうは8月ということでありましたが、いろいろお聞きするとこれから年内の間に決めていったとしても必ずしもおくれないというような状況はお聞きしております。そういうことを踏まえてパーセンテージだけでなく実負担、それぞれの農家の皆さんにとっての実負担が均衡を保てるかということになるんだと思います。そういうところも踏まえて検討させていただきたい、早急に対応させていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、今このこともこの前も市長に要望書を出して11月5日に市長と地域の代表の人たちで面談していろいろ話をしました。その際も、市長から被害があった人に対する見舞いの言葉があり、できる限りの支援をしたい、今後の被害防止する対策も講じたい、農業に意欲が持てる対策を講じたい、市の支援制度をつくらせてもらうという見解が表明されまして、その後みんなも期待をしているわけです。

しかし、きょう現在まで何ぼまでなるのだからという、これが率なら率、大江や西川のようにぶんと出すと、それだと俺のところは何ぼかかるんだからこれに参加するとかしないという一人一人の農家の人の決断ができるんですね。やはり、そういう意味では大江も西川も町長が早くやったということが農家の人が即自分はどうするかという意思を決められる大きなきっかけになったと私は思っています。

したがって、今市長はできるだけ早くということを言われていますけれども、やっぱりなるだけ早くしてもらわないとまだみんな宙ぶらりんの気持ちなんですね。したがって、よろしくお願

たい。

そして、この前も申しあげ、あるいは農林課といろいろ相談しろと市長からも率直に言っていたいておりますので、農林課にも西川方式でお願いをしたいと、農地については大江は85%だけでも75%でもいいと。ただし、西川は下限がないのよ。大江の場合これがあるわけですね、10%農地補助率高いんだけれども。やはりそうになるとなかなか足切りされる部分が出てくるので、そうでないほうがいいということが地域としてありますので、ぜひそういう形で西川方式になるようぜひ特段の市長の御英断を御期待を申しあげておきたいと思います。

それから、これは余り言いたくないというもまたちょっと語弊なんです、平成23年度の災害箇所、あれが問題になっていて、そして平成25年度の当初予算で計上したわけね、災害復旧。ところがずっとしないでいるうち、7月にまた災害が起きて、そして今回国の事業でやることに査定も受けたんです。査定受けて今丁張かかっているんですけども、査定受けて丁張の設計して入札して、丁張かけたときにはその隣、また落ちたのよ。今落ちてるのよ。そして、査定受けるときも膨らんでたそうです。膨らんでた。だけれども、今丁張かかって中断になっている。

私、一番心配するのは農家の人だよ。今回丁張かかってここが査定を受けて災害復旧として仕事して、脇を残しておいてまた別に設計して入札して発注してやってなると、役所のしていることというのは何やってなるのでないかという心配があるんですね。したがって、私制度的にどういうことができるのかわかりませんが、今ここまで、最初の工事、災害箇所があってそこを査定を受けて発注した、脇がなるとすれば一旦中断しておいて、例えば設計変更して追加をして、この部分、そして新たに別な業者さんとかでなくて、ここは随契にしてしている人にしてやったほうが重機運ぶのだから一回で済むんですよ。というふうに、素人的に思います。したがって、この辺の状況がどういうふうなことができるのかも含めて、今のような状態。これも私あと災害があった箇所、そして査定を受けて発注してで脇がさらになつたと、これしたときに。そして査定のとときに脇が膨らんでいるのもわかったんだと言うけれども、何ていうか、ふやすというのは災害の査定というのは災害箇所、再発防止みたいなことで脇まで広げて際限なく広げられはしないかという、国では心配があるんだと思います。したがって、ぎりぎりに災害箇所ということ限定しなければならないということもわかります。

しかし、ことしの秋田の5人生き埋めのことを見ますと、災害復旧工事をやっていて脇が崩れて生き埋めになっているわけですよ。そうしたときに、果たして国の査定というのはぎりぎり小っちゃこく小っちゃこくとするのだけがいいのか、本当に人命になった場合そういうこともなかなか難しいんだと思いますけれども、そういう思いも今回のニュースを見て感じ、そしてまたうちのところの平成23年にやって秋に雪が降ってから工事して、次の年の春、雪解けと一緒にずっと落ちてきたということを経験していると、そういう思いもありますので、もちろんそれも市長のほうへ上がっていると思いますので、そこら辺のことについて地域の人が市民の人が見ておかしいと思われないような、しょうがないって、またなつたんだからそういう対応をしたんだったらそれはしょうがないと言われるような、そう受けとめられるような対応をしていただきたいと思うんですけども、この点についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 時間もありませんからこれまでの経過は省略させていただきますけれども、ことし



7月の大雨を受けて発注をしていたところが、発注に際してはふとんかご8段重ね、そしてその上に蛇かごを設置して急なのり面を平らに少し穏やかにするというので安定させる工法に取り組んでいたところであります。

先ほど御指摘のように脇が国の災害査定後に新たに崩落してしまったということであります。我々としては、脇と一緒に今回はあわせて復旧をしていく予定でありますので、なかなかこれまでの経過、お話がありましたけれども、二度とこのようなことがないように、工法なども1回やってまたすぐ崩れるということがないように慎重に対応していかなきゃならないと思いますから、そういったところ事業者ともども検討していきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 以上で終わります。

### 荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号15番、16番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告番号15と16番について質問いたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

最初に、15番の環境問題について伺います。

先月21日（木曜日）に、本市の環境基本計画（案）と地球温暖化対策実行計画（案）が発表された。基本計画の46ページに、市内の再生可能エネルギー資源の一番手に本県の再生可能エネルギー活用適地調査の中で本市浄化センターがメガソーラー（大規模太陽光発電施設）の適地の1つに選定されていますと記されています。また、本市地球温暖化対策実行計画（案）36、37ページには、現在200メガワットアワーを10年後の平成35年度には14倍の2,800メガワットアワーに目標を設定しています。メガソーラーの進捗現況とめどについて伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員からは環境問題ということでメガソーラーの進捗状況についてお尋ねでございます。

先般、環境基本計画をお示ししたわけでありましてけれども、今回策定中ということでございます。環境審議会で審議をいただいているというわけでありまして。また、地球温暖化対策実行計画というものも現在その実行計画の検討委員会において御議論をいただいているところでございます。現在はパブリックコメントをしている状況でございます。

計画策定に当たっては、御質問の太陽光発電を含む再生可能エネルギーの普及拡大ということについてもいろんな角度から検討をいただいて、御意見も頂戴をしているところでございます。市としても安全・安心なエネルギーの供給体制の構築というものを進めていかなければなりませんので、地域分散型の再生可能エネルギーの利活用というものを注目しながら対応を考えているところでございます。

今般の計画の中では、現在の200メガワットアワーの太陽光による発電量を10年後には14倍の2,800メガワットアワーにするという目標を定めているわけでありまして。太陽光発電の普及拡大を狙っているところでございます。現在、メガソーラーについては御案内のとおり県内には4カ

所設置をされているわけであります。寒河江市におきましては先ほど記載が、御紹介がありましたけれども、候補地の適地の1つに選定をされているわけでありますから、具体的にいつどういう形で設置を進めていくかという計画はまだ立っておりません。今後さらに我々としても市有地の利活用ということもありましようし、幅広く検討していかなければならないと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 市長答弁はこれからという話でありましたので、それに期待したいと思います。

白岩小学校に太陽光発電が設置されておりますが、それを見ての感想を私一言申しあげたいと思います。

多分、予算がついたからしたんだとは思いますが、1点豪華主義ではなくて次々つながっていくような、太陽光発電というのは日進月歩の世界では次々いいのが出ると思うんです。金かけてすぐ終わりというのではなくて発展性のあるシステムというかつながりのあるシステムを採用していただければいいのではないかなと思いますので、一言申し添えておきたいと思います。

次に、本市環境基本計画（案）の57ページから59ページの3ページにわたって、環境教育と学習の推進をうたっています。その具体的な充実策について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々は、その基本計画の重点プロジェクトの一つとして環境教育の推進ということ掲げているところでございます。環境保全活動をさらに進めていくためには環境教育の重要性、充実ということが必要だと思っています。

これまでも環境教育・学習などについては家庭や学校、それから職場、地域活動などあらゆる場面においてそれぞれ主体が特色ある活動を展開していただいております。市といたしましても、その活動を大いに支援しているところでございます。その充実はどうなのかという御質問であろうかと思いますが、我々は今回この計画とあわせてアクションプランというものを策定していきたいと思っております。そのアクションプランに基づいて、関係機関と十分連携を図りながら着実に事業を実施していきたいと思っております。また、その計画なりの達成状況についても審議会において評価をいただいで推進方策についても御議論いただければと思っております。

今、考えております具体策といたしましては、当然のことながら学校における環境教育への支援の充実、それから食育の推進、さらに生涯学習における環境学習の推進、そのほか環境に配慮するような事業者をいかに育成するかということで、小さい子供さんから大人まで幅広い世代を対象にした環境教育の充実・強化の施策を実施してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、環境保全の取り組みというものは環境に関する正しい情報を知って一人一人が環境に配慮した行動を自発的に実践をしていくことが不可欠であります。引き続き、市民の皆さん、事業者の皆様と協働して適切な役割分担のもとに環境教育機会の創出、さらには情報の提供を広く展開をして環境に関する意識の醸成を図ってまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今回の12月議会でも初日には國井さんがごみの問題について、きょうは川越さんが水の濁りについて、含めれば環境問題だと私は思っていますので、最後の言葉にあったとおり市民一人一人の意識が、アンテナが高くなるようなことをやっていただきたいなと思っています。

次の質問に移りますが、続いて16番の教育問題について伺います。

9月3日に本市教育委員会事務事業点検・評価報告書が発表された。同報告書41ページ、42ページ、5番事業の評価欄には「年度末集計による年間30日以上欠席者は昨年に比べてややふえており、今後も引き続き未然防止を含めた取り組みが必要である」とあります。寒陵スクールの詳細な現況を伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま、荒木議員から不登校なかんずく寒陵スクールの現況についてお尋ねがありましたので、お答え申し上げます。

不登校につきましては、不登校に至っている子供、家族、保護者のことを考えるとまさに胸が痛むといえますか、心痛む思いをするわけですが、従来より学校教育における大きな課題となっております。

ちなみに、本市の現状を申し上げますと、不登校の定義として一般的に用いられております欠席30日以上の子童生徒についてですが、昨年度と比較する意味で1学期現在で申し上げますが、小学校は昨年度の2名から1名と減少はしているものの、問題は中学なんです、中学校においては10名から18名と増加を来しております、今なお、緊急の課題、喫緊の課題と認識しているところであります。

お尋ねの寒陵スクールでございますけれども、これは寒河江市教育相談室設置条例に基づく「適応指導教室」という位置づけとなっております、学校に來れない子供たちが復帰するための支援、準備の段階を過ぎず場所として、御案内のとおり勤労青少年ホームの一室をお借りして開設をいたしております。現在は8名の中学生が在籍しておりますので、先ほど不登校生徒、中学生は18名と申しあげましたけれども、約半数の生徒が在籍しているということになります。この寒陵スクールには教育相談員3名を配置いたしております、子供たちの学習指導を行うとともに保護者からの相談などの業務に当たっております。

活動に当たっては、当然のことながら学校との連携を密にし、日ごろから担任や担当の先生と連絡をとりながら一人一人の生徒の状況に応じた指導を行っているところであります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 ただいま、小学生は少なく中学生は多くなったという数字を示していただきました。小学校が少ないのは大変結構なことです、中学生が多くなっているのは喜ばしいことではないし、ゆゆしき問題だと私は思っております。それに対しての未然防止策がもしあるのであれば伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 先ほど、冒頭申しあげましたようにこの問題、何ていいますか、焦りにも似た気持ちでおるわけですが、ただいまお話がありましたように不登校を出さないという未然防止の取り組みが最も重要なものになると思っております。

この不登校に至るきっかけとしては、まずは学校における人間関係、家庭での問題、また子供自身が人とかわり合うことがうまくできないといったようなことなど、その背景要因は多様で複雑なものとなっております。したがって、学校におきましては子供の一人一人の状況をよく知る

こと、そのための体制づくりを行っていくことということが不登校未然防止の基本ということになるかと思えます。

具体的に申しあげますと、まず個に応じた指導の充実が挙げられます。本市では通常学級において特別に支援を要する子供のために学習補助員を配置しております。こうした人的な支援を充実させ、個々の子供の状況を適切に把握した上で個別の支援を行っていくことがこの未然防止につながるものと考えております。また、一人一人の先生ではなくて学校における組織的な対応ということも重要な点であります。各学校では、児童生徒の情報を共有化する、そのための会議を定期的に設けまして、担任ばかりでなく多くの先生方、職員の理解を得ながら見守るという体制を構築しております。

こうした体制の中で学校には来るものの、来れるものの教室には入れないという子供もおります。こうした場合、保健室や別室での対応あるいは居場所を確保するという手だてを講じているところであります。さらに、家庭への連絡はもちろん、必要に応じてスクールカウンセラーや外部の相談機関につなぐといいますか、連携するということで学校外との連携を早期に行うことも未然防止のために有効な手段として進めているところであります。何にしても、児童生徒の一人一人に寄り添った教育活動というものを進めることが肝要なのかなと考えているところであります。以上です。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 ありがとうございます。

鉄は熱いうちと申します。大人になってから学校に行けないことがあってなかなか就職もできないとなつては大変困りますので、小さいうちと言つては申しわけないんですが、中学生のうちからぜひ根絶を目指してというか理想達成のために頑張りたいと思います。

次に、同じ報告書45ページ、6番、今後の対応などの欄内には（県補助を受けての本事業は平成25年度をもって終了となるが、ICT活用の促進などに効果が上がるよう事業の見直しを行いながら今後とも継続していくことが必要である）とありますが、来年度からの方策と展望について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま御質問いただきましたのは、小中学校ICT支援事業という事業でございますけれども、これは各学校を巡回し、機器のメンテナンスや授業における教材の活用方法など多方面にわたって学校のICT教育を支えるため、ICT支援員というサポーターというんでしょうか、支援員を配置する事業であります。

本市におきましては、従来からパソコンを活用した児童生徒の情報教育を進めるとともに、プロジェクターなどの活用により児童生徒が視覚的にわかりやすい授業の工夫について研究を進めてまいったところであります。殊に平成22年度からは議員の方々にも多く御視察いただいたところですが、高松小学校において総務省のフューチャースクール、それと文部科学省の学びのイノベーション事業、この両事業を受けまして各教室へ電子黒板の配備、1人1台のタブレットパソコンによるICT教育の実証研究を行っております。

こうした研究の結果、ICT機器を活用した授業は児童生徒の理解を助けるとともにお互いの考えを知り学び合うという中で、思考力や表現力を育てる面からも高い効果があるとわかってまいりました。一方、授業を行う際、授業の中でこのICT機器の効果的な運用を行っていくためには教

員の先生方への技術的なサポート体制を整えるということが必要であるということもわかってまいりました。明らかになっております。

お尋ねの小中学校 I C T 支援事業についてでありますけれども、これは平成21年度からですが、県の緊急雇用対策事業等を財源として活用してまいりましたが、御質問の中にありましたように今年度限りでこの助成制度は終わってしまうという旨を伺っております。前段申しあげましたように、この I C T 教育を推進していくために機器の整備とただいまの支援員の配置、これはいずれも欠くことのできない重要な事業であります。

教育委員会といたしましては、I C T 教育を取り巻いております環境、日々変化しているわけですが、そういう状況、この事業を通じて勝ち得た実績、実証研究の成果、各学校の実情、要望等も十分に踏まえまして今後とも継続して I C T 支援員の配置をする方向で考えてまいりたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 来年からも継続して支援が受けられるようにしていただきたいなと思います。

総務文教で秋の視察で私ども5人、広島市の藤の木小学校で見てまいりました。算数と国語、音楽の授業だったんですが、多分 I C T には音楽の授業は、私にとっては音楽の授業が一番よかったなと思っています。国語の文法と算数の台形の面積は私はぴんとこなかったというか、そういう感じがいたしますので、ぜひ支援が受けられるようにやっていただきたい、頑張っていたきたいなと思います。

佐賀県武雄市では、樋渡市長が来年からタブレットを全生徒に渡す、4,000台調達して反転授業を行う。反転授業というのは、全くうちと学校の教師が逆転するんですね。うちで勉強して教室でその宿題のようなことをやる。そういう先進的な授業形態を取り入れてやろうとしています。ぜひ、寒河江市の議員の諸君も多分武雄市には別なことで視察にさんざん行っていると思いますので、そこら辺はぜひ参考にして、たった幾らの支援員補助金かもしれませんが、ぜひ受けられるようにしていただきたいなと思います。

高松小学校に行ったときも、校長先生、教頭先生の言葉ですが、確実に学力というか人間の生徒力というか上がっていると申しておりましたので、ぜひそこら辺の支援は強力にやっていただきたいと思っております。

最後に、報告書61、62ページ、5番、事業評価（学校小中校ともに）として、特に理科教育振興法に定められた理科教育のための設備の整備については、各校の整備率をもとにした年次計画による整備を進めたとあります。それぞれ小中校の整備率の現況について伺います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 理科教育のための設備の整備について御質問がありましたので、お答えします。

理科教育振興法は、理科や算数・数学科の教育を通じて科学的な知識や技能などを習得させ、工夫創造の能力を養い、国の発展に貢献できる人材を育てることを目的に昭和28年に制定されたものであります。

その中で、理科教育のための設備導入について学校の設置者に対し国が2分の1の補助を行う旨規定されております。また、同法の施行令、省令におきまして理科教育のために通常必要な設備、

品目、1校当たりの数量が示されております。

お尋ねの各小中学校の整備率でございますけれども、これにつきましては現在有している設備の数量をただいま申しあげた省令により規定されております数量で割ったといえますか、除した値であらわすといえますか、申しあげますと、小学校の整備率につきましては平均しますと77.4%、中学校では95.7%になっております。これは、省令で定めておりますのが、学校規模に配慮していないと言ったら語弊がありますけれども、それがあらわされていない数字になっておりますのでこのようばらつきが出ておるものかと思っております。

平成20年に改定されました学習指導要領では理科・算数・数学の時間数が増加し、指導内容の充実が図られ、より効果的に行うため設備の整備充実が求められてもおります。今後とも、子供たちの理科教育の充実に向け設備の整備に当たりましては決して数量の不足など来すことのないよう、常に配慮しながら計画的に年次計画も立てながら設備の導入に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今回の数字を聞いて、中学校はまあいいとして、小学校はちょっと低いなと感じます。私は、よく母に言われるんですが、男で数字のわからないやつは出世しないと、こう言われまして、私は数字数学コンプレックスが抜けないものですから、ぜひそういう児童生徒が生まれぬようという数字は上げてもらって教育の充実策に支出していただければと思っております。

最後につまらない話題を提供しておきます。

おばさんの雑誌に「家庭画報」というのがあります。新年号に三浦朱門と曾野綾子の手紙形式の記事が載っていましたので、紹介して私の質問を終わりたいと思います。

というのは、曾野綾子さんは教育再生実行会議をやめました。あそこは大学の教育の充実のための機関だったと多分思うんですが、残念ながら今回やめた途端、「家庭画報」では刑務所でも勉強できるという題で手紙が紹介されておりました。

勉強するのは机の上とか紙の上だけかなと思うんですが、そうではなくて自分と向き合う時間がとれないやつはそういう刑務所でも入るしかないのかなと思っているんですが、前回後藤君が論語を紹介したので、私は聖書の文句を最後に紹介したいと思います。私、クリスチャンではありませんが、よくわからないんですが、聖書のいい文句があったので紹介して質問を終えたいと思います。

新約聖書、聖パウロの書簡の1つ、「コリントの信徒への手紙」というところの箇所文句が、聖句があります。

だから、キリストの力が私のうちに宿るように、むしろ大いに喜んで自分の弱さを誇りましょう。それゆえ、私は弱さ、侮辱、窮乏、迫害、そして行き詰まる状態にあってもキリストのために満足しています。なぜなら、私は弱いときこそ強いからです。

多分、言っているところは自分の弱さを自覚できた人は強くなるというかしなやかになる、器量の広い人間になるということだと思いますので、そういう児童生徒にどうか、大人になるように教育に頑張っていただきたいと思っております。質問を終わります。

散 会 午後1時54分

- 鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。